

## 助成事業完了報告書

日本財団 会長 笹川 陽平 殿

報告日付：2015年4月14日  
事業ID：2013148236  
事業名：海難審判扶助  
団体名：公益財団法人海難審判・船舶  
事故調査協会  
代表者名：会長 前川 弘幸  
TEL：03-3512-8140  
FAX：03-3512-8142  
事業完了日：2015年3月31日

事業費総額	6,311,189円
自己負担額	1,511,189円
助成金額	4,800,000円

事業内容：

1. 各地方支部の海難審判扶助制度の周知活動

各地方支部は、理事官から申し立てられた海難審判関係人481人に対して海難審判扶助制度に関するパンフレット等を送付するなどの周知活動を行った。

2. 各地方支部における事前審査

各地方支部は、海難審判関係人134人から電話や面談により海難審判扶助制度に関する照会を受けた。その中の73人が当該制度の基準に合致していることから扶助申請の申し出を受けた。しかしながら、海難審判関係人9人から取り下げの申し出があり、その結果、64人の申請書を東京本部に送付した。

3. 海難審判扶助審査委員会の開催

- (1) 開催時期；2014年4月～2015年3月まで毎月1回合計12回
- (2) 内 容；資力の乏しい海難審判関係人の権利擁護のため、5名の審査委員による扶助審査を行った。
- (3) 場 所；海事センタービル
- (4) 審査状況；海難審判扶助申請者64人、うち審査決定件数64人(62事件数)

なお、海難審判扶助審査委員会の実施経過、審査件数及び内容、審査委員会名簿については、別紙(1)～(3)のとおり。

---

事業目標の達成状況：

海難審判において、海事補佐人を依頼するのに必要な扶助費（費用及び報酬）を日本財団からの助成金により、海難審判関係人64人（事件数62件）の権利を擁護することと、併せて公正な審判の運用に資するという目標が達成できた。

今年度の計画では、扶助審査決定人数50人としたが64人の決定を行い、14人の増加となり、昨年度よりも扶助審査決定人数が10人増加した。

今後とも海難審判扶助事業を活用し、資力の乏しい海難審判関係人の権利を擁護するとともに、海難審判の支援体制の充実を図りたい。

---

事業成果物： なし

## 収支計算書

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

### 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	受入済額	未調達額	備考
日本財団助成金収入	4,800,000	4,800,000	4,800,000	0	
自己負担	1,200,000	1,511,189	1,511,189	0	
収入合計	6,000,000	6,311,189	6,311,189	0	

### 支出の部

科 目	予算額	決算額	支出済額	未払額	備考
委員手当	756,000	741,000	741,000	0	
臨時雇賃金	462,000	462,000	462,000	0	
旅費交通費	5,000	4,080	4,080	0	
通信運搬費	99,000	81,715	81,715	0	
消耗品	210,000	212,646	212,646	0	
会議費	163,000	161,460	161,460	0	
諸謝金	4,250,000	4,612,000	4,612,000	0	
雑費	55,000	36,288	36,288	0	
支出合計	6,000,000	6,311,189	6,311,189	0	

別紙（１）

事業の実施経過

2014年	4月16日	第1回	海難審判扶助審査委員会開催
	5月21日	第2回	海難審判扶助審査委員会開催
	6月18日	第3回	海難審判扶助審査委員会開催
	7月16日	第4回	海難審判扶助審査委員会開催
	8月20日	第5回	海難審判扶助審査委員会開催
	9月17日	第6回	海難審判扶助審査委員会開催
	10月15日	第7回	海難審判扶助審査委員会開催
	11月19日	第8回	海難審判扶助審査委員会開催
	12月17日	第9回	海難審判扶助審査委員会開催
2015年	1月21日	第10回	海難審判扶助審査委員会開催
	2月18日	第11回	海難審判扶助審査委員会開催
	3月18日	第12回	海難審判扶助審査委員会開催
	3月31日		事業完了

別紙(2)

2014年度海難審判扶助審査委員会開催期日及び審査結果総括表

項目	開催日		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	合計
	4月16日	5月21日	6月18日	7月16日	8月20日	9月17日	10月15日	11月19日	12月17日	1月21日	2月18日	3月18日			
審査	扶助審査申請者数	2	9	3	4	7	6	7	4	2	8	3	9	64	
	事件数	2	9	3	4	7	6	7	4	2	8	3	9	62	
決定	(申請者内訳)														
	船長 機関長 その他	2	9	3	4	6	6	7	4	1	8	2	8	60	
決定	扶助決定件数	2	9	3	4	7	6	7	4	2	8	3	9	62	
	(事件内訳)														
決定	衝突	1	2	3	3	5	4	5	2	2	1	3	5	42	
	乗揚等	1	5	1	1	1	1	2	2	1	1	3	2	16	
決定	死傷		2			1	1	1						4	
	扶助者数	2	9	3	4	7	6	7	4	2	8	3	9	64	
決定	(扶助費用一部返還者数)	(1)	(4)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(2)	(15)	

(註)① 「決定」の項中、事件内訳欄の「乗揚等」は、乗揚、避難、転覆、浸水、火災、施設衝突、機関損傷である。

② " "、扶助者数欄の( )は、扶助費用の一部返還を要する者の数である。